5　（略）

6　法第二十条第四項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録記号番号

二～四　（略）

7　法第二十条第六項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　変更前の個体等が第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、当該個体に講じられていた個体識別措置及び個体識別番号

8　法第二十条第七項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体に係る登録票並びに当該個体の写真及びその変更後の個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に変更後の個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号の変更に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号の変更に係る証明書とする。）を添えて、当該個体の個体識別措置を変更した日から起算して三十日を経過する日までの間に、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　登録を受けた個体に係る次に掲げる事項

イ　登録記号番号

ロ　変更後の個体識別措置及び個体識別措置に係る番号

ハ　変更の理由

ニ　主な特徴

9　法第二十条第九項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票、当該個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

4　（略）

5　法第二十条第四項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（新規）

一～三　（略）

6　法第二十条第五項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

7　法第二十条第七項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（新規）